令和７年　第４回（定例）高　鍋　町　議　会　会　議　録（第５日）

令和７年12月16日（火曜日）

議事日程（第５号）

令和７年12月16日　午前10時00分開議

日程第１　議案第69号　西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について
日程第２　議案第70号　高鍋町青少年問題協議会条例の廃止について
日程第３　議案第71号　高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第72号　高鍋町印鑑条例の一部改正について
日程第５　議案第73号　児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第６　議案第74号　高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について
日程第７　議案第75号　高鍋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第８　議案第76号　高鍋町保育所条例の一部改正について
日程第９　議案第78号　高鍋町公園条例の一部改正について
日程第10　議案第79号　令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第５号）
日程第11　議案第77号　高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第12　議案第80号　令和７年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
日程第13　議案第81号　令和７年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
日程第14　議案第82号　令和７年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第15　議案第83号　令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第４号）
日程第16　議案第84号　令和６年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負変更契約について
日程第17　議案第85号　議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第18　議案第86号　高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第19　議案第87号　令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第６号）
日程第20　議員派遣の件
日程第21　閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
日程第22　閉会中における議会運営委員会活動について
日程第23　閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第69号　西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について
日程第２　議案第70号　高鍋町青少年問題協議会条例の廃止について
日程第３　議案第71号　高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第72号　高鍋町印鑑条例の一部改正について
日程第５　議案第73号　児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第６　議案第74号　高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について
日程第７　議案第75号　高鍋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第８　議案第76号　高鍋町保育所条例の一部改正について
日程第９　議案第78号　高鍋町公園条例の一部改正について
日程第10　議案第79号　令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第５号）
日程第11　議案第77号　高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第12　議案第80号　令和７年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
日程第13　議案第81号　令和７年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
日程第14　議案第82号　令和７年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第15　議案第83号　令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第４号）
日程第16　議案第84号　令和６年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負変更契約について
日程第17　議案第85号　議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第18　議案第86号　高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第19　議案第87号　令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第６号）
日程第20　議員派遣の件
日程第21　閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
日程第22　閉会中における議会運営委員会活動について
日程第23　閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（14名）

１番　日髙　正則君	２番　森﨑　英明君
３番　橋　　重文君	５番　春成　　勇君
６番　兒玉　秀人君	７番　中村　末子君
８番　永友　良和君	10番　森　　弘道君
11番　加藤　秀文君	12番　樫原　富子君
13番　松岡　信博君	14番　緒方　直樹君

15番　田中　義基君　　16番　古川　　誠君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長　徳永　惠子君　　事務局長補佐　永友　優一君

議事調査係長　宮本　敦子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	黒木　敏之君	副町長 ……	早瀬　哲郎君
教育長 ……	奥村　昌美君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……			横山　英二君
財政経営課長 ……	野中　康弘君	建設管理課長 ……	芥田　賢治君
農業政策課長 ……	飯干　雄司君	農業委員会事務局長 …	杉　　英樹君
地域政策課長 ……	山下　美穂君	危機管理課長 ……	宮越　信義君
会計管理者兼会計課長 ……			鳥取　和弘君
町民生活課長 ……	岩佐　康司君	健康保険課長 ……	井戸川　隆君
福祉課長 ……	杉田　将也君	税務課長 ……	濱本　生代君
上下水道課長 ……	松浦　郁雄君	教育総務課長補佐 ……	寺原　一哲君
社会教育課長 ……	濱本　明俊君		

午前10時00分開議

○議長（古川　　誠）　おはようございます。

只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○議会運営委員会委員長（緒方　直樹君）　１４番。おはようございます。

令和７年第４回高鍋町議会定例会におきまして、追加議案の提案が出されましたところから、１２月１５日午前１０時より第３会議室におきまして、議会運営委員全員、議長が出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の３名、そして議会事務局より日程説明のため議会事務局長と補佐の２名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今回の追加議案が提出されます案件は、議案第８４号令和６年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負変更契約について、議案第８５号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第８６号高鍋町常勤特別職の職員の給与に

関する条例の一部改正について、議案第８７号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第６号）、以上４件であります。

執行部から説明を受け、質疑を求めたところ、委員から、議案第８４号について詳細説明をするよう求められました。その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、追加議案４件を追加提案することで委員全員の意見の一致を見ましたので、本日の日程に追加することを御報告いたします。

○議長（古川　　誠）　本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、お手元に配付しました議事日程により議事を進めます。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１．議案第６９号
日程第２．議案第７０号
日程第３．議案第７１号
日程第４．議案第７２号
日程第５．議案第７３号
日程第６．議案第７４号
日程第７．議案第７５号
日程第８．議案第７６号
日程第９．議案第７８号

○議長（古川　　誠）　日程第１、議案第６９号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更についてから、日程第９、議案第７８号高鍋町公園条例の一部改正についてを議題といたします。

本９件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、日髙正則議員。

○総務厚生常任委員会委員長（日髙　正則君）　１番、日髙正則。おはようございます。

総務厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和７年第４回定例会におきまして、総務厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第６９号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について、議案第７１号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてほか条例の一部改正について３件、議案第７３号児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか条例の制定について１件、議案第７９号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第５号）中の関係部分についての８件です。

審査日程は、１２月１１日、１２日、１５日の３日間。委員７名全員出席。説明のための担当課職員、要点筆記に事務局職員出席のもと、第３会議室にて審査を行い、執行部から詳細な説明を受けた後、委員から質疑を受けました。

それでは、審査の経過及び結果の報告を議案順に説明趣旨と質疑について、その特筆す

べき要件についてのみ報告させていただきます。

まず、議案第６９号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更についてです。

福祉課から説明を受けました。

西都児湯１市５町１村が共同で設置する西都児湯障害認定審査会において、審査会委員の負担軽減及び審査判定事務の効率化を図るため、審査会委員の定数及び合議体の数について改正するとの説明。令和８年４月１日から施行するとの説明。

質疑に入り、委員より、５人構成して、委員定数は１０人増えた理由はとの質疑に、現在月２回の審査会がある。委員の負担も結構あり、引受手の確保も厳しい状況であり、今回協議した結果、月２回の開催を５人編成で１回ずつ、委員の負担軽減を図っていくところが大きな目的であるとの答弁。

委員より、区分は何種類あるかとの質疑に、１から６までありまして、６が最重度の方となるとの答弁。

委員より、本人が納得しない場合は、不服申立てはできるのかとの質疑に、不服申立てはできますとの答弁。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第６９号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第７１号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてです。

総務課から説明を受けました。

近年の人事院勧告は、民間企業の賃上げ動向を受け、公務員の給料月額を大幅に引き上げています。これらの改正は、主に若年層に重点が置かれており、給与の増加率を比較すると、中高年齢層との間に大きな乖離が生じています。

そこで今回、主に中高年齢層の職員の処遇を改善し、若年層との給与増額率の格差を是正することを目的として、期末勤勉手当の支給額を算出する際に用いる役職加算の支給率を見直すため、条例の一部を改正するものとの説明。

質疑に入り、委員より、町内企業の給与の実態は調査しているのかとの質疑に、町内の事業所の給料は調査をしておりませんとの答弁。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第７１号高鍋町一般職の給与に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第７２号高鍋町印鑑条例の一部改正についてです。

町民生活課から説明を受けました。

令和３年９月１日に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が施行され、全国の自治体に対し、令和７年度末までを目標に基幹業務、二重業務のシステムを、国が示す標準仕様に適合したシステムへ移行することが求められている。令和８年２月９日からの町の住民情報システムが標準準拠システムへ移行することに伴い、印鑑登録の運用を国が示す標準仕様書に合わせるため、条例の整備を要する。

氏名、生年月日、印影等を登録するための印鑑登録原票を標準様式である印鑑登録原票

確認票に変更するため、条文中の名称を改める。

併せて、登録事項から男女の別を削除するとの説明。

質疑に入り質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、議案第７２号高鍋町印鑑条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第７３号児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてです。

福祉課から説明を受けました。

児童福祉法の一部を改正する法律において、保育所等における虐待等の不適切事案を踏まえ、子どもや保護者が不安を抱えることなく、安心して保育所等に通う子どもを預けられるような環境を整備していく必要があることから、保育所等において虐待等の発見時の通報義務等の仕組みを設けるとの説明。

質疑に入り、委員より、虐待を受けたと思われる児童等を発見したものの、通報を義務とすることの質疑に、職員等が不利益を被ることがあってはならないというところは法律に定められており、対応したいとの答弁。

委員より、監視カメラはどのくらいつけてあるのかとの質疑に、わかば保育園を除いてほかの保育園等はついているとの答弁。

委員より、わかば保育園も予算化してつけてほしいとの質疑に、予算化に向けていきたいとの答弁。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第７３号児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第７４号高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正についてです。

福祉課から説明を受けました。

保育所等において虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが創設されたことに伴い、虐待等を発見した保育所等の職員が属する施設の所管行政庁は、事実確認や保育所等に対する指導等の措置を講じたときは意見を求めることとなった。本町においては児童福祉審議会等に該当する機関を設置していないことから、当該機関の役割を高鍋町子ども・子育て会議の所掌事務に追加するなど、所要の改正を行うとの説明。

質疑に入り、委員より、専門的知見を有する委員とはとの質疑に、具体的に誰かというのはまだ現時点では定まっていないとの答弁。

委員より、月１回開催するのかとの質疑に、起こったときに開催するとの答弁。

委員より、委員が職務上知り得た情報で守秘義務を課すものとの質疑に、委員の皆さんだけにとどめてくださいという守秘義務ということの答弁。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第７４号高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第７５号高鍋町乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条

例の制定についてです。

福祉課から説明を受けました。

乳児等通園支援事業は、現行の幼児教育保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で利用できるものとして、児童福祉法において乳児等通園支援事業を規定するとともに、子ども・子育て支援法に乳児等のための支援給付として規定され、制度の本格実施により①給付制度となることで一定の権利性が生じること。②全国どの自治体でも共通で実施することとなった。

本町においても、令和８年度から実施に向け、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定めるとの説明。

質疑に入り、受け入れる側の保育所自体が保育士の人数が不足している。これに対する補助はあるかとの質疑に、職員を増員するとかそういう考え方ではなく、ゼロ歳児が保育所ごとにそれぞれ定員何名となっており、枠の残りがあります。その範囲内でも実施できる制度となっているとの答弁。

委員より、ファミリーサポート事業は今までどおりされるのかとの質疑に、高鍋の場合は、ファミリーサポートとか子育て支援センターとか一時預かりも行っているが、これらは全国一律の制度ではなく、自治体に応じてやるやらないは決めるサービス。乳児等通園支援事業は、来年度から全自治体がしないといけないので、新たに始まる制度との答弁。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第７５号高鍋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第７６号高鍋町保育所条例の一部改正についてです。

福祉課から説明を受けました。

町立わかば保育園において、令和８年４月１日から乳児等通園支援事業を実施するため、事業の実施及び利用料の負担に係る規定を追加するものとの説明。

質疑に入り質疑はなし、討論を求めましたが討論はなく、議案第７６号高鍋町保育所条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

○議長（古川　　誠）　以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

……

午前10時16分再開

○議長（古川　　誠）　再開いたします。

○議長（古川　　誠）　暫時休憩いたします。

午前10時16分休憩

……

午前10時16分再開

○議長（古川　　誠）　再開いたします。

○議長（古川　　誠）　それでは、これから１議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第６９号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第７１号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第７２号高鍋町印鑑条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第７３号児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第７４号高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第７５号高鍋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第７６号高鍋町保育所条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、橋重文議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（橋　　重文君）　３番、橋重文。文教産業建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和７年第４回定例会におきまして、文教産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第７０号高鍋町青少年問題協議会条例の廃止について、議案第７８号高鍋町公園条例

の一部改正について及び議案第７９号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第５号）中、関係部分についての３件です。

審査日程は、１２月１１日、１２日及び１５日の３日間。委員７名全員出席。説明のための担当課職員、要点筆記の事務局職員出席のもと、第１会議室にて審査を行いました。

執行部から、議案説明資料を基にタブレットを活用した詳細な説明を受けた後、委員から多くの質疑をさせてもらいました。報告順序は、付託議案番号順にさせていただきます。

それでは、審査の経過及び結果の報告を順に行わせていただきますが、報告するものは、説明も質疑、答弁の内容も多岐にわたりますので、ここはその特筆すべき要件に絞って報告をさせていただきますことを御容赦願います。

それでは、議案第７０号高鍋町青少年問題協議会条例の廃止についてから報告します。

社会教育課の所管になります。

この条例は、昭和４７年に青少年に関する施策の連絡調整を図り、その効果的推進を期し、青少年の健全な育成を図る目的で制定されたもので、これまで非行や不良、暴走行為などの青少年問題について審議をしていましたが、課題となる事項も時代とともに減少したこと、また各専門機関が連携して現在は対応を行っていることから、協議会の開催に至っていない。

近年の青少年を取り巻く問題としては、児童虐待やいじめ、不登校などとなっており、これらの問題に関して、学校関係ではソーシャルワーカー、その他の関係では、役場福祉課や児童相談所、また高鍋町子ども家庭支援センター「みらい」などの関係機関で迅速に対応を取られていることから、関係機関と協議した結果、本協議会の業務を福祉課が所管する子ども・子育て支援施策を総合的に調査支援する合議制の機関、高鍋町子ども・子育て会議の中で、福祉部門と教育部門が連携して協議することがより実効性のある施策支援につながると判断して、本条例について廃止を提案している。

これまで総括質疑でも説明しましたが、宮崎県では、法改正に伴い、平成２６年に条例を廃止し、他の審議会に統合をしている。本町としては、法改正時に十分な協議検討が行われなかったため、条例の整理に至らなかったものと考えている。今後は、しっかりと福祉部門と教育部門が分野横断的に連携して、青少年に関する問題に取り組んでいきたいと考えているとの説明。

質疑に入り、高鍋町子ども・子育て会議が５名増えているが、この部分が５名ということで理解してよいのかの質疑に、５名全員とは聞いていないが、予定としては社会教育委員のメンバーをその中に入れたいとの協議をしているとの回答。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第７０号高鍋町青少年問題協議会条例の廃止については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第７８号高鍋町公園条例の一部改正について報告します。

これも社会教育課の所管になります。

今回の条例改正については、現在国民スポーツ大会に向けて改修を行っている高鍋総合

運動公園野球場の本部席に空調を設置することから、付設設備の料金について見直すもので、これまで付設設備の使用料については、本部席や放送設備、スコアボードの使用料を全て含んでいたことから、今回の改修後に、本部席の使用料と放送設備等の使用料を分けて設定をしたいと考えているとの説明。

質疑に入り、町外の使用、町内の使用とはどのように分けるのかとの質疑に、町内使用とは町内団体が使用する場合、町外からの使用とは宮崎市内の高校などの団体が使う場合などは町外料金の設定になると回答。

キャンプはどうなるかとの質疑に、キャンプはもともと誘致なので無料でやっていると回答。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第７８号高鍋町公園条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上で、議案第７０号高鍋町青少年問題協議会条例の廃止について、議案第７８号高鍋町公園条例の一部改正についての報告を終わります。

○議長（古川　　誠）　暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

……

午前10時26分再開

○議長（古川　　誠）　再開いたします。

○議長（古川　　誠）　以上で、文教産業建設常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。

議案第７０号高鍋町青少年問題協議会条例の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第７８号高鍋町公園条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長の議案第６９号から議案第７８号に関する質疑を全て終わります。

これから、１議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第６９号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第６９号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第６９号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第７０号高鍋町青少年問題協議会条例の廃止について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　７番、中村末子。議案第７０号高鍋町青少年問題協議会条例の廃止について、賛成の立場で討論を行います。

確かに委員長の報告のとおり、以前は暴走行為などがあり、夜中でも住民からの苦情が絶えずあるなど、青少年の行動については予測不可能な行為があり、そのたびに警察の出動などがありました。

年代の移り変わりにより、青少年の行動にも変化が出てきているのは事実だと考えます。

しかし、現代はひきこもりなど内面の問題が大きく、外では見えづらい状況が出ています。この問題は、ほかの協議会などで議論されることが多く、この協議会を廃止しても問題ないと判断して賛成といたします。

○議長（古川　　誠）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで討論を終わります。

これから議案第７０号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第７０号高鍋町青少年問題協議会条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第７１号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　議案第７１号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

職員組合とも協議を行い、この案件を提出との説明及び管理職等の働く意欲を確保する

ためには必要だと私は判断をしております。国は容赦なく国民の働く意欲をそぐような企業のみの減税などを優先しています。

しかし、世の中の流れは物価高対策と所得の向上が最重要課題との流れになっているのではないでしょうか。焼け石に水のお金の配布には国民もうんざりをしています。

また、高鍋のように企業立地を行っても、それが町民に還元されているとは言えず、企業に対して有利な企業立地補助を盾に、これまで多くの資金を与えてきました。一つの企業については社会的に給与体系もしっかりしているようですが、ほかの企業については知る由もございません。

職員の働く意欲は人事管理にもあるとは思いますが、給与は最も大切な要因だと思います。５５歳になると昇給がストップするので、働く意欲もそれまでのノウハウも無に等しくなります。職員が笑顔で住民への対応ができる環境を整備することは必要であると考え、賛成といたします。

○議長（古川　　誠）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで討論を終わります。

これから議案第７１号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第７１号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第７２号高鍋町印鑑条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第７２号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第７２号高鍋町印鑑条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第７３号児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　議案第７３号児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

今現代社会では、様々なハラスメントがあります。保育園などでも、これはと思われる行為が出てくるかもしれません。生きにくい社会になったと思います。保育士などや園児などに対して穏やかで生活できる環境が欲しいと私は考えております。そのための施設整備を早い段階で行うことを要望して、賛成といたします。

○議長（古川　　誠）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで討論を終わります。

これから議案第７３号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第７３号児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第７４号高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第７４号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第７４号高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第７５号高鍋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　議案第７５号高鍋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

子どもが少なくなりましたが、保育園や幼稚園などの経験のない子どもさんもいらっしゃることと思います。子どもの集団性、親が子どもと離れて客観的に見る訓練を行う場所

が、今まで準備されていませんでした。

しかし、今回各保育園からもやれますといった言葉があるようです。子どもにとってもよいのではと考えます。また、保育料についても国支援がありますが、一人働きなどの家庭では利用する金額は負担にならないように配慮をお願いして、賛成といたします。

○議長（古川　　誠）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで討論を終わります。

これから議案第７５号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第７５号高鍋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第７６号高鍋町保育所条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第７６号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第７６号高鍋町保育所条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第７８号高鍋町公園条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第７８号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第７８号高鍋町公園条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１０．議案第７９号

○議長（古川　　誠）　日程第１０、議案第７９号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

本案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、日髙正則議員。

○総務厚生常任委員会委員長（日髙　正則君）　１番、日髙正則。引き続き、議案第７９号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第５号）中の関係部分について報告させていただきます。

まず、地域政策課です。

歳出では、文書広報費で毎月２回発行している「お知らせたかなべ」及び転入者に向けた暮らしに関する町発行の情報紙、高鍋町情報はやわかりガイド、これらの印刷に要する紙代の値上がりにより、不足分を今回増額補正するとの説明。

企画費は、空き家バンク登録に係る家屋調査に要する費用を計上しているとの説明。

歳入では、まち・ひと・しごと創生基金繰入金で、企業版ふるさと納税を活用した事業の実施に当たり、基金から繰り入れるものとの説明。

債務負担行為の補正では、保守点検委託、その他施設等管理委託、高鍋町企業版ふるさと納税推進業務委託については、令和８年度の業務委託のため、広報たかなべ作成業務委託については、令和８年度から１０年度の３か年度、この部分についての設定が必要となるためとの説明。

質疑に入り、委員より、空き家バンク物件の調査はどのように進んでいるのかとの質疑に、昨年１２月からコーディネーターが調査を行い、現在８４地区のうち５４地区についてアンケートを送り、空き家バンク活用の意向を聞き取る調査を行っているとの答弁。

委員より、空き家の所有者が不明の場合の調査はとの質疑に、建設管理課が調査を担当するとの答弁。

委員より、空き家の中の確認はどうしているのかとの質疑に、空き家バンク登録希望物件の内観を確認する場合は、所有者またはその空き家の管理者とともに行うとの答弁。

次に、財政経営課です。

歳入では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受ける事業者等に対し、地方公共団体が必要な支援を実施できるよう当該交付金が創設されているとの説明。

光熱費等の高騰の影響を受ける医療機関、福祉施設等に対して、支援金を支給するための予算を歳出補正予算に計上しているとの説明。

次に、繰越金、純繰越金で令和６年度決算に係る剰余金のうち、１２月補正予算調整に要する分を計上しているとの説明。

次に、町債です。

県営農地整備事業債で、農業政策課所管の老瀬地区県営土地改良事業負担金に充当しているとの説明。

歳出では、庁舎管理費で庁舎管理に係る経費のうち不足が見込まれる需用費、消耗品費、光熱水費、修繕料を増額するものとの説明。

次に、繰越明許費です。

畜産競争力強化整備事業ほか１１件の事業について、繰越明許費を計上しているとの説明。

次に、債務負担行為です。

令和８年４月からの業務開始に伴う業者の選定、入札等の契約準備事務を令和７年度中に進めるため、債務負担行為を追加するとの説明。

質疑に入り、委員より、老瀬地区の土地改良事業について、地区の負担金はあるのかとの質疑に、９０％は起債、残り１０％は町の一般財源で負担するため、個人の負担はないとの答弁。

委員より、ＬＥＤ蛍光灯の寿命はとの質疑に、一般的に寿命は約１０年であるとの答弁。

委員より、医療機関等に対する物価高騰対策支援事業における支援機関の数はとの質疑に、病院、診療所、薬局、児湯准看護学校、助産所等に支援する内容で、５１機関あると担当課から説明を受けたとの答弁。

次に、健康保険課です。

歳出のみです。社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計支弁職員の職員手当等の費用を繰り出すものとのこと。

物価高騰対策費は、光熱費やガソリン代等の高騰の影響を受ける高鍋町内の介護サービス事業所及び医療機関等に対して支援金を支給することで、事業者の負担軽減を図り、介護サービス等及び医療サービス等の安定した提供に寄与するもの。

重層的支援体制整備事業費は、令和８年４月から健康づくりセンター内にこども家庭センターを併設することとしている。健康保険課健康推進係の母子保健部門と福祉課子ども支援係の一部の児童福祉部門を統合することにより、一体的な支援を行うもの。担当課は福祉課となる予定です。

つきましては、事務所の改修、看板の設置及び事務用備品の購入の経費を計上するもの。

西都児湯医療センター負担金で、夜間急病センターの運営に係る経費を、児湯郡の１市５町１村で前年度の利用者数により案分した額を負担するもの。

予防接種事業費は、予防接種事業に係る国庫補助金及び助成金の令和６年度決算による額の確定に伴う返還金を計上するもの。

妊産婦乳児健康づくり事業費は、母子保健事業に係る国庫補助金、妊産婦乳児健康づくり事業費は、母子保健事業に係る国庫補助金、国庫負担金、県負担金の令和６年度決算による額の確定に伴う返還金を計上するもの。

健康づくりセンター費は、建設から２０年が経過しており、経年劣化等により修繕が必

要な箇所が増加している。緊急性の高いものから順次修繕を行っているが、年度途中の突発的な事態に対応するため、最小限の予算を計上しているとの説明。

質疑に入り、委員より、こども家庭センターは、健康づくりセンター内のどこに設置するのかとの質疑に、事務所の奥に書庫があり、その場所を改修し設置する予定であるとの答弁。

委員より、今後健康保険関連、福祉関連の事業を一括して行えるようにできていくのかとの質疑に、建物が離れているため、物理的に困難な部分もあるが、子ども・子育て会議等で連携を図っているとの答弁。

委員より、新型コロナの助成金は今後もあるのかとの質疑に、ワクチン単価が高騰したための助成金であり、今回限りであるとの答弁。

次に、福祉課です。

歳出では、社会福祉総務費は令和７年度民生委員一斉改選において、１地区欠員の状況、年度内開催のため、民生委員推薦会委員報酬を計上するとの説明。民生寄附金を地域福祉基金に積み立てるとの説明。

物価高騰対策費は、町内の障害福祉サービスの事業者及び保育施設等に対して補助を行うものとの説明。

障害福祉費は、役務費及び扶助費については、いずれも上半期の実績に基づいて不足が見込まれるため、それぞれ増額を行うもの。

児童福祉施設費の施設管理費は、保育園のほうに熱中症のセンサーを設置するための費用のこと。企業版ふるさと納税の寄附金を充当するとの説明。

歳入では、民生費国庫負担金、社会福祉費負担金は、令和６年度の事業確定に伴って追加で交付されるものを計上しているとの説明。

国庫補助金は、重層的支援体制整備事業交付金を計上しているが、令和８年４月から健康づくりセンターのほうに開設するこども家庭センター開設準備経費とのこと。

宮崎県保育所等物価高騰対策緊急支援金は、わかば保育園は町立なので町が直接申請して歳入として受け入れるとのこと。

民生寄附金は、地域福祉基金積立金へ充当とのこと。

雑入は、令和６年度西都児湯障害認定審査会返還金と宮崎市総合発達支援センター事業運営負担金の返還金との説明。

質疑に入り、委員より、こども家庭センター開設準備ができて、あとの運営費はもらえるのかとの質疑に、当初から運営費は対象となっているとの答弁。

委員から、何人の職員でできるのかとの質疑に、こども家庭センターの職員はトータルで１１から１２名ぐらいの数になるとの答弁。

委員より、運営費の割合はどうなのかとの質疑に、国が３分の２、県が６分の１、町が６分の１であるとの答弁。

委員より、成年後見人の人数は何人いるのかとの質疑に、児湯成年後見支援センターに

おける法人後見事業がスタートしてから現在５０人超えたぐらいとの答弁。

次に、町民生活課です。

歳入では、国庫支出金の細節社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、振り仮名職権記載機能戸籍情報システム改修義務に対する補助金が確定したことによる増との説明。

歳出では、委託料細々節の国民年金システム改修委託は、令和７年度税制改正に伴い、国民年金保険料の免除基準に係る所得額の計算方法が変更となるため、改修を行うものとの説明。

質疑に入り、委員より、歳入の事業に係る費用の１００％で書いてあるのは、人件費が含まれているのかとの質疑に、システム会社に支払う改修委託費に対して１００％補助になる。職員の人件費は含まれていないとの答弁。

委員より、国民年金システム改修は、国から補助はあるのかとの質疑に、国民年金事務取扱交付金の予算の範囲内で交付される予定との答弁。

次に、総務課です。

歳出では、人事係分で一般会計と国民健康保険特別会計に増額補正をしているとの説明。

人事係分以外で、①一般管理費、消耗品費で今後の支出見込額を算定したところ、当初予算額に対して不足が生じる見込みであるが、今後の物価上昇リスクを考慮し、補正するものとの説明。

②電算管理費、パソコンリース料で令和８年４月１日付で採用する職員に対して業務用パソコンを配備しなければならないが、現在ストックが全くない状態である。３月中に機器の選定等を行う必要があるので、新たにリース契約を行うための必要な費用を補正するものとの説明。

歳入では、一般寄附金を計上しているとの説明。

債務負担行為は、保守点検委託、その他施設等管理委託、事務機器リースを計上しているとの説明。

質疑に入り、委員より、広報デジタル化に伴うフォローアップ事業委託が債務負担行為として不適切であるとの質疑に、当初予算でもう１回課内で練り直して提示していくとの答弁。

委員より、スマホ教室の実施５回は費用対効果が出ていないのではとの質疑に、１１月から月１回で１回目８名、２回目２名である。少ないので、地区回りを強化して周知を図っていくとの答弁。

次に、税務課です。

歳出では、賦課徴収費で、今後の補正は不動産公売を実施するに当たりまして、家財道具等の撤去費用が必要となったことから、撤去に要する費用相当額を増額補正するものとの説明。

次に委託料。航空写真データ取り込み業務委託ですが、今回、県防災課の令和６年度のデータを提供いただけることとなったため、本町のデータを更新するための委託料を補正

するとの説明。

質疑に入り、委員より、撤去に必要な経費とありましたが、これは業者にお願いする。どれくらい撤去しなければいけないのか。見積りは取ったのかとの質疑に、今回の補正額が相当であるとの答弁。

次に、危機管理課です。

歳出のみです。総務費、総務管理費、交通安全対策費で、既存の修繕などに関しまして早急な対応が必要なことから、ＬＥＤ防犯灯２０個の購入費用と２４基分の防犯灯設置手数料を今回追加補正するとの説明。

次に、消防施設費は、軽消防自動車を年明け頃に消防団第７部へ配置替えを行う予定、車載無線機も購入から３５年経過しており、更新を行うため、今回購入費用を予算計上しているとの説明。

次に、災害対策費は、役務費と備品購入費については、災害発生時に庁舎が停電した場合に使用します携帯電話サービスが来年の３月３１日で終了するので、今後利用できないことが見込まれることから、更新に伴う費用を計上しているとの説明。

次に、防災士養成事業補助金は、宮崎県防災士ネットワークを通じての資格取得者は予想以上に多かったこと。さらに今年度は大学生、元自衛官の方など、日本防災士機構を通じての資格取得者もいたことから、補助対象となる方が大幅に増加している。

今回、３５人を追加補正するものとの説明。

質疑に入り、委員より、軽車両が第７部に納入するのはよいが、何を載せるかとの質疑に、軽自動車のほうにはこれまでは無線機をつけていなかったものですから、直轄部から第７部に移管するに当たって、無線機も新しくしたものをつけるとの答弁。

委員より、防災士養成事業補助金はとの質疑に、補助対象となる方が大幅に増加しているため、追加補正するものとの説明。

以上で、全ての審査を終え、まとめに入りましたが、討論の前に委員より議案第７９号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第５号）中、第３表、債務負担行為補正、その他施設等管理委託について減額を求める修正案の提案理由の説明がありました。

採決に入り、修正案は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、修正案を除く原案、議案第７９号高鍋町一般会計補正予算（第５号）中、関係部分については賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（古川　　誠）　以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

次に、総務厚生常任委員長報告における修正案の説明を求めます。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　７番、中村末子。こんにちは。

議案第７９号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第５号）中、第３表、債務負担行為補正、その他施設等管理委託、限度額９億７，７２２万７，０００円を３０８万２，０００円を減額し、９億７，４１４万５，０００円とする修正提案を行います。

その内容は、総務課が所管する広報紙デジタル化に伴うフォローアップ事業４１６万円について、３０８万2,０００円を減額し、１０７万8,０００円にするというものです。

その理由として、委員会で以下のことが述べられました。１、第3回定例会にて承認された補正予算案によるスマホ教室を現在２回開催され、参加人数は1回目８名、２回目２名の参加で、電話相談もほとんどなく、このままでは費用対効果が見込めないこと。２、来年４月からの予算額が妥当とは言えない。３、現在のフォローアップ事業委託業者にそのまま継続して委託する予定であるとの説明だったが、入札で委託先を決めるべきではないか。４、フォローアップ事業は、各公民館に出向いてスマホ教室を行うなど、予算のかからないほかの方法も模索し、考えていくべきではないかなどの意見が出されました。

また、その金額の根拠は、総務課より提出された見込金額によるものです。その内容はＩＴセンターで２４回、１回当たり４万5,０００円。その金額が１０７万8,０００円であり、電話対応などについては職員で対応できると考えているとのことでした。

また、委員会から要望されていた各地区での開催も行うことが示されましたので、必要な金額を債務負担行為とすべきであるとの意見で一致したところです。

○議長（古川　　誠）　暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

……

午前11時01分再開

○議長（古川　　誠）　再開いたします。

○議長（古川　　誠）　以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。

まず、原案に対する質疑を行い、その後に修正案に対する質疑を行います。

それでは、原案に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常任委員長報告及び修正案に対する質疑を終わります。

次に、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、橋重文議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（橋　　重文君）　３番、橋重文。引き続き議案第７９号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第５号）中、関係部分について報告します。

この議案につきましては、審査した順に報告いたします。

まず、教育総務課です。

電気料金単価が上昇していること及び今年の夏、猛暑により冷房の稼働が増えたことによって電気料金が増加したことにより、予算に不足が生じたため、小中学校４校の光熱水

費を補正しようと計上。

また、西小学校、東中学校及び西中学校における熱中症対策の一環として、各校へ熱中症センサーを設置するための設置手数料を計上するものとの説明。

質疑に入り、西小学校、東中学校及び西中学校における熱中症対策の一環として各校へ熱中症センサーを設置しようとするものは、東小学校に設置されているものと機種は同じなのかとの質疑に、同じであると回答。

熱中症リスクの判断のもととなる暑さ指数は、熱中症センサーのところへ行って判断するのかとの質疑に、熱中症センサーは常時置いてあり、その情報をスマートフォンやパソコンで見れるとの回答。

暑さ指数は、数値があるのかとの質疑に、暑さ指数は３３以上で熱中症警戒アラートを発するように決まっているとの回答。

熱中症センサーは、ランニングコストは要らないのかの質疑に、来年度以降、１校当たり１５万円程度が必要となるとの回答。

熱中症センサーは、音が鳴って知らせてくれるのかとの質疑に、センサー本体からの音は鳴らないとの回答。

少年野球の練習などは、先生が一緒におられないので、暑さ指数は分からないが、どうすればいいのかとの質疑に、学校との協議になると思うが、同じインターネットを使用して表示できるとの回答。

東中学校、西中学校の光熱水費ですが、西中学校が東中学校を逆転しているが、積算ミスではないかとの質疑に、機種の老朽化が関係しているのか分からないが、日頃使用する電気の量が影響しているのだと思うのだが、前年度の上昇率で見ていると回答。

次は、建設管理課です。

歳入は、令和６年度羽根田・北牛牧線道路災害復旧工事補助金が確定したことにより、過年度発生補助災害復旧費負担金を計上。

歳出では、永谷地区にある町有の仮置場に置いてある草木等を、産業廃棄物を処理するための委託料を計上。

地区からの要望により、法定外公共物費の作業手数料及び工事請負費を計上。

工事請負費は、小丸出口地区の排水路で、依然排水路のボトルネックとなっているので、断面を広くするための工事を行ったが、今年夏の台風時に冠水し、床下浸水が発生していることから、除草、しゅんせつを行い、のり面補強を工事し、防草コンクリートを設置する工事を行いたいとの説明。

道路維持費として道路修繕料が不足するための修繕料、樹木伐採手数料、道路施設維持作業手数料、重機借上料の増額を計上。

海水浴場に近接する既設のトイレは閉鎖、解体を予定しているが、蚊口海浜公園管理棟の既設トイレは、規模が小さく、男女共用であり、利用者の需要を満たしていないため、トイレ改修、増設工事を実施するための設計業務委託を計上。

質疑に入り、小丸出口地区の排水路工事ですが、この工事で効果があるのか、排水路を真っすぐにすることはできないのかとの質疑に、前回のボトルネックとなっているので、断面を広くするための工事で全く効果がないということはないので、今回工事を行い、また浸水するようなことがあれば、地主に了解を得ながら、今後検討していきたいとの回答。

蚊口海浜公園管理棟のトイレ改修設計業務委託ですが、更衣室等を設置することは考えられないのかとの質疑に、管理棟は制約があるので、今回は障害者トイレ、男女別のトイレを考えているとの回答。

また、管理棟の一部をトイレに改修しても、管理するためのスペースは大丈夫なのかの質疑に、管理室は広いので問題ないとの回答。

今回の道路維持修繕料の計上で、どのくらい修繕できるかとの質疑に、今年２３か所ほど残っているので、その差額を計上したとの回答。

次は、社会教育課です。

中央公民館は、今年の夏は猛暑日が続き、空調の設定温度を下げ、利用者の利用環境、安全性を考慮して使用してきた結果、電力消費量が大幅に増加したことで、電気料金が昨年度より上がり、予算が不足することが見込まれたため、今回補正を計上。

歴史総合資料館、美術館も同様とのこと。

歴史総合資料館におきましては、昨年度からリニューアル事業を行っているが、今後は本町の民族や歴史について専門的に調査などを行う専門員を採用して、特に高鍋城に関する調査や、国指定を受ける高鍋神楽などの調査を行っていただき、資料館において特別展などのイベントにつなげていきたいと考えていることから、１月から３月まで雇用する会計年度任用職員の報酬、通勤手当を計上。

また、資料館特別展示室において実施している埋蔵文化財の遺産整理作業を１２月までとし、特別展示室にパーティション、仕切りを設け、調査研究を行う部屋を新設する工事請負費を計上。

町総合体育館、町体育館は、利用者を熱中症から守るための安全性向上を図ることから、体育館内に熱中症センサーの設置費を計上。

総合運動公園ＭＡＳＵＤＡスタジアムは、国民スポーツ大会に向けて改修工事を行っていた本部席に必要な物品を購入する費用を計上。

また、今回から本部席を土足禁止として、国民スポーツ大会まではきれいな状態で管理をしたいとのことで、スリッパなどの購入も計上。

質疑に入り、総合歴史資料館の調査官１名、資料館整理員２名はどういう方を選ばれているのかとの質疑に、今回、調査官として採用を予定している方は、現在、宮崎大学の地域資源創成学研究科講師の鈴木良幸氏を、資料館整理員２名は、現在雇っております方との回答。

熱中症センサーのデータは、アプリを入れれば職員で共有できるのかとの質疑に、データは管理人が把握するようになる。職員でも共有できるが、アラートを送るのに通信料が

かかるので、制限しないと費用が高くなるとの回答。

また、体育館を利用しているとき、熱中症センサーによるアラートが出たらすぐに管理人がシャットアウトするのかの質疑に、大会の場合は大会実行委員、利用者が判断する。判断の目安として情報提供するとの回答。

次は、上下水道課です。

都市下水道管理手数料について、当初予算３００万円でしたが、夏の出水期以降の堆積土砂のしゅんせつと水路の現場部分の除草を行うための予算として、９０万円を増額し、３９０万円とするとの説明。

質疑に入り、今年度しゅんせつする場所はここだけだったのかとの質疑に、今年度は既に４か所のしゅんせつを行っているとの回答。

また、当初今回の部分は含まれてなかったのかとの質疑に、当初この部分も予定していたのだが、台風時期に橋桁に絡んだ漂流物の撤去作業等が発生したので、今回、計上したとの回答。

次は、農業政策課です。

歳出です。畜産業費の畜産競争力強化整備事業補助金ですが、畜産クラスター事業を活用し、成鶏舎１棟、集卵舎１棟及び堆積舎１棟を建設するための事業費の補助率２分の１の補助金を計上。

農地費の県営土地改良事業負担金は、老瀬地区圃場整備事業に係る県事業費の増加に係る増額補正を計上。

農政企画費の環境保全型農業推進協議会補助金は、高鍋町がオーガニックビレッジ宣言をしていることから、さらなる機運醸成を図るため、ＴＳＵＴＡＹＡたかなべ店の会場に地元の農産物の魅力を発信するとともに、環境負荷低減に配慮した持続可能な農業に対する地域住民の関心を高めるイベントを行うための予算を計上。

歳入です。まず、農業費補助金は、畜産競争力強化整備事業補助金に係る県からの補助金を計上。

次に、農業費受託事業収入は、老瀬地区県営土地改良事業に対する木城町及び小丸川土地改良区からの負担金を計上。

受益地が一部木城町を含むので、面積案分により負担を求めている。市町村負担は５％なので、高鍋町は４．４５％、木城町は０．５５％の負担となる。

質疑に入り、畜産クラスター事業の場所はとの質疑に、正祐寺地区野津手畜産のすぐ西側との回答。

また、施工期間はとの質疑に、今出されている工程表では、５月に着工し、翌年２月完成との回答。

県営土地改良事業負担金の負担割合はとの質疑に、高鍋町は４．４５％、木城町０．５５％、土地改良区１２．５％、国５５％、県２７．５％で、地元個人負担なしとの回答。

有機ＪＡＳ認証を取得している方は何件なのかの質疑に、現在５件になるが有機ＪＡＳ認証は取得していないが、無農薬や無化学肥料でやっている農家や特別栽培から有機農業に大分近い８割減、９割減でやっている方を合わせると１０件ぐらいあると回答。

オーガニックイベントには、この方たちがイベントに参加して行われるのかの質疑に、我々が集荷しＴＳＵＴＡＹＡさんが販売を担う。その時期に合わせ作付をしていれば、参加をお願いするが、全ての方が出品するわけではない。また、作物だけ出品される方もいるとの回答。

最後に、地域政策課です。

歳出のみです。商工業振興費の委託料は、地域経済の振興、活性化を図るため基礎情報として町内飲食店実態調査業務委託費用を計上。

観光費は、毎年２月から３月にかけて春季キャンプチームの受入れで、高校１団体、大学３団体、社会人１団体、合計５団体の硬式野球部による本町でのキャンプが確定したことから、報償費で激励品費用の増額、負担金補助及び交付金で社会人を除く春季キャンプ実施団体に対し、合宿の補助金の増額を計上。

工事請負費で、老朽化している海水浴場トイレを解体する工事費用及び解体に伴うアスベスト含有分析が必要となるための分析手数料を計上。

質疑に入り、町内飲食店実態調査は、町内に何店舗の飲食店があり、何店舗を調査するのか。誰がするのか。この調査結果をどうするのかとの質疑に、経済センサスでの数値を見ると、約１７０店舗あり、そのうち約１００店舗の調査を町内の業者に依頼し、地域経済の振興活性化に生かしていきたいと思っているとの回答。

また、その調査結果は、地域商社にもデータを出していくのかとの質疑に、現段階では想定はしていないが、今後検討していくとの回答。

春季キャンプ５団体はどこかとの質疑に、高校は札幌第一高校、大学は東海学院大学、桐蔭横浜大学、札幌大谷大学、社会人は王子硬式野球部との回答。

海水浴場トイレ解体に伴うアスベスト含有分析は、アスベストが含まれているかどうか調査しなければならないということだが、アスベストが含まれていた場合は、別に処分料が必要なのかとの質疑に、建物が古いのでほぼ入っているとの見込みの工事費になっているとの回答。

これで全ての質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第７９号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第５号）中、関係部分については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、文教産業建設常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（古川　　誠）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

……

午前11時20分再開

○議長（古川　　誠）　再開いたします。

○議長（古川　　誠）　以上で、文教産業建設常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告を終わります。

以上で、各常任委員長報告及び総務厚生常任委員長報告における修正案に対する質疑を全て終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。なお、これは修正案に反対の意にもなります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　７番、中村末子。議案第７９号令和７年度一般会計補正予算（第５号）の修正案に、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

空き家バンクの対応で、地域おこし協力隊が８４地区のうち５４地区既に終わっていることはよい方向です。空き家活用等についても、これから積極的な提案がされることを期待しております。

県営農地整備事業も所有者の負担なくで、水の確保、面整備が行われ、後継者が出てくることを期待しています。

また、こども家庭センターが設置されるとのことですが、重層的支援から考えると、いろんな支援対策をできるのかとちょっと心配しております。

最後に、修正案に対しては、総務厚生常任委員全員の声でできました。よって、賛成といたします。

○議長（古川　　誠）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで討論を終わります。

これから議案第７９号を起立によって採決します。本案に対する総務厚生常任委員長の報告は修正、文教産業建設常任委員長の報告は可決です。

まず、総務厚生常任委員会の修正案について起立によって採決します。総務厚生常任委員会の修正案に賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第７９号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第５号）の修正案は可決されました。

次に、只今修正決議した部分を除く原案について起立によって採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第７９号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第５号）の修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。１１時３５分より再開いたします。

午前11時24分休憩

……

午前11時33分再開

○議長（古川　　誠）　再開いたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１１．議案第７７号

日程第１２．議案第８０号

日程第１３．議案第８１号

日程第１４．議案第８２号

日程第１５．議案第８３号

○議長（古川　　誠）　日程第１１、議案第７７号高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてから、日程第１５、議案第８３号令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第４号）まで、以上５件を議題といたします。

本５件は、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、田中義基議員。

○特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（田中　義基君）　１５番。それでは、特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

令和７年第４回定例会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案第７７号高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第８０号令和７年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）、議案第８１号令和７年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）、議案第８２号令和７年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第３号）、議案第８３号令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第４号）の５件です。

審査日程は、１２月１０日と１１日の２日間。議長を除く委員１３名出席。説明のための担当課職員、要点筆記に事務局職員出席のもと、第３会議室にて審査を行い、執行部から議案、予算書、説明資料等を基に説明を受けた後、委員から質疑がありました。

それでは、審査の経過及び結果の報告をさせていただきます。

まず、議案第７７号高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてです。

上下水道課から、第４次拡張事業を実施するに当たり、水道事業経営の基本となる事業の規模を見直し、事業の変更認可を受けたので、その変更部分について開設するものとのこと。その内容は、昨今の人口減少と給水水量の変化を反映させ、計画給水人口を１万６，４００人、１日最大給水量を６，９００立方メートルとするものとの説明でした。

質疑に入り、計画給水人口の数字の根拠はとの質疑に、事業が終わる１２年度の翌１３年度の数値人口を設定し、認可を申請して受けたものとのこと。

給水量が結構減ったが、現在最大の給水量は幾らぐらいか。また、この給水量を超えたりした場合、施設稼働は大丈夫かとの質疑に、現在平均して６，０００から６，５００の間を推移している。施設は６，９００で標準的に作るが、余力は当然全施設にあるので、例えば最大給水量を少し上回ったとしても、十分対応できると考えているとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第８０号令和７年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてです。

健康保険課から、今回の補正は、一般管理費で支弁職員の転居に伴う住居手当の増額並びに新規事業及び産休職員業務対応に伴う時間外勤務手当の増額、併せて保守業務委託の２件について債務負担行為を計上したものとの説明でした。

質疑に入りましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論もなく、採決に移り、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第８１号令和７年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてです。

これも健康保険課から、今回の補正で、歳出の諸支出金、保険料還付金を、被保険者の転出や死亡、所得の更正等による支出見込額により増額をするが、歳入で広域連合が全額補填することとなるとの説明でした。

質疑に入りましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論もなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第８２号令和７年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてです。

これも健康保険課から、今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整及び令和７年度における税制改正に伴う介護保険システム改修委託料の増額と地域密着型介護予防サービス給付費が増額となるため、居宅介護サービス給付費との間で財源調整をするもの。併せて認知症地域支援推進事業委託外１１件について債務負担行為を計上するものとの説明がありました。

質疑に入り、委託料の介護保険システム改修の内容はとの質疑に、令和７年度の税制改正で、給与所得控除について最低保証額が１０万円引き上げられることになったが、この税制改正適用後に、税システムにより歳出した所得額の減少によって、介護保険料までが

減収とならないように、税システムから受け取った所得額を、介護保険システムの中で税制改正前の所得額に戻す、そういう作業を行うものとの答弁がありました。

質疑を終え、討論を求めましたところ賛成討論があり、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第８３号令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第４号）について。

上下水道課から、今回の補正は、町道道路改良工事に伴う施工区間内のマンホール１か所の高さの調整と、公共ます２か所を移設する費用としての手数料の増、また修繕費として、公共ます設置工事の予定箇所の増加に伴う追加分の計上との説明でした。

質疑に入り、公共ます追加とあるが、どういう理由で増えているのかとの質疑に、新築はもちろん、広い土地の場合、その古くなった家の建て直しの際に、その土地を区分けしたりする関係で、追加でマンホールを設置するという工事が増えているとの答弁。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（古川　　誠）　暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

……

午前11時41分再開

○議長（古川　　誠）　再開いたします。

○議長（古川　　誠）　以上で、委員長報告を終わります。

質疑につきましては、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

これから、１議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第７７号高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第７７号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第７７号高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第８０号令和７年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第８０号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第８０号令和７年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第８１号令和７年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第８１号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第８１号令和７年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第８２号令和７年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第３号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第８２号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第８２号令和７年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第３号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第８３号令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第４号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第８３号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第８３号令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第４号）は、委員長報告のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１６．議案第８４号

○議長（古川　　誠）　日程第１６、議案第８４号令和６年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負変更契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木　敏之君）　町長。お疲れさまでございます。議案第８４号令和６年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負変更契約について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負変更契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川　　誠）　続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（野中　康弘君）　財政経営課長。それでは、詳細説明を申し上げます。

本案のもととなります契約は、令和６年第４回定例会において議決をいただいております。今回の変更内容についてでございますが、契約の目的、工事場所、契約の相手方の変更はございませんが、契約金額につきまして３，５９０万７，３００円増額し、変更前２億９，８８２万６，０００円から、変更後３億３，４７３万３，３００円とするものでございます。

財政経営課からは、以上でございます。

○議長（古川　　誠）　建設管理課長。

○建設管理課長（芥田　賢治君）　建設管理課長。建設管理課より本工事の変更概要について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。当初計画の施工箇所を青色で、今回変更追加となる施工箇所を赤色で示しております。

①の排水工ですが、茂広毛平付・高岡線に流れ込む山からの雨水等を隣接する町道水谷原平付・堀の内線から宮田川へ流すため、側溝を６８メートル新たに敷設します。

②は、現在暫定的に供用している道路と、実際の工事箇所との境界に安全性を確保するため、防護柵を設置いたしました。

③は、木くずの処分量が当初の想定よりも大幅に多かったため、準備費を増額しました。

④、⑤は、切土作業を行った結果、当初想定していたよりも影響が及ぶ範囲が広くなったため、これに対応するもので、のり面整形工とのり面保護工の施工面積を拡大しております。

⑥から⑨については、工事の施工中に降った大雨により斜面の一部が崩れてしまったため、のり面のさらなる崩壊を防ぎ、安全性を高めるための補強対策を行います。軽量のり枠工、鉄筋挿入工、集水ボーリング工、のり面対策工を組み合わせ、斜面の安定化を図ります。

以上が、今回の工事変更の概要でございます。

○議長（古川　　誠）　以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　今回の変更を見ると、やはり雨水対策を重点にされているようなんですが、これは私は、この工事が出された当時から、水の問題についてはしっかりと対応していく必要があるということは申し上げてきたと思います。

その対応がしっかりとなされていなかったこと、これについてはどう弁明されるのか、まずお伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（古川　　誠）　建設管理課長。

○建設管理課長（芥田　賢治君）　建設管理課長。当初の設計は地質調査に基づき、安全基準をクリアした設計ということをしておりましたが、予測を超える局地的な豪雨により一部崩壊しました。

今回の変更で、今回の軽量のり枠工、鉄筋挿入工、集水ボーリング工など最も効果的な工法を複合的に採用し、従来の基準を上回る高度な補強を施していきたいというふうに思っております。

○議長（古川　　誠）　ほかに質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　これでもね、私ちょっとこの設計図を見せていただいたんですけど、これぐらいの補強では、ほかのところに負荷がかかるんじゃないかなというふうに思うんですよね。水の流れというのは、そこでストップされれば必ず横に流れるんです。だから、横をほとんど赤色でしたところだけでなく、もう少しこの倍ぐらい延長していかないと、なかなか雨水対策というのはできない。

そしてそのときに、できれば集水ますをしっかりと設けて、それを宮田川に一括して流すような状況というのを作っていかない限り、私は絶対、これはもう無理だと思うんですね。

だから今度、あそこの脇道の側溝は非常に狭くて低いですよね。それをどれぐらいまでするのかということ。そうすることの要望は、例えばあそこの側溝自体をもう少し深くして、きちんと水が今の３倍から４倍は流れていくような状況というのをしっかりと確保していかないと、私は設計者じゃありませんし、何でもないんですけれども、恐らくまた同じような雨水対策をしていかなければならない。同じぐらいの金額を出していかなければならないということになってくると思うんですね。

そうすると、これは防衛省の補助枠ではありますけれども、防衛省のほうが高鍋町に対して愛想をつかすと思うんです。どれだけちゃんとしたボーリング調査なり、いろんな今までの雨水の調査、いろんな調査をやってきたのか。こんなに何回も何回もするような、こんなおかしな設計をしてきてどうするのか。そんな設計もできないような人たちなのか。そういうことも考えられないのかというようなことが、恐らく防衛省のほうからひそひそ話でも出てくると思うんですね。

そうなってきたら、次にいろんな防衛省から補助を受けようとしても、やはりあんな雨水対策もできない。いろんな対策もできない。そういうところには補助をやる必要はないというふうにもし言われたとしたら、私はこれは最大の汚点だと思うんです。

私は、今回の補正ではなく、新たに追加するのではなく、また新たに入札を行って、あそこの部分を一括して、やっぱり雨水対策をして、今度提案されているような工事をもう少し延長していく必要があるのではないかと私は考えますが、建設管理課ではどう判断されているのかお伺いしたいと思います。まず、建設管理課と、町長はどう判断されているのか、２か所に聞きたいと思います。

○議長（古川　　誠）　建設管理課長。

○建設管理課長（芥田　賢治君）　建設課長。今回、⑧集水ボーリング工を６か所追加しております。この集水ボーリング工というところが今回の湧水対策、雨水対策に有効な工事施工方法です。

こちらのほうは、九州防衛局と綿密に相談しながら、今回補助として認めていただきました。そういうところで、九州防衛局とはきちっと話合いをさせてもらっております。

今回、この茂広毛平付・高岡線を九州防衛局の補助としてやっていますけど、今回令和７年度で完成ということで、今までずっとやってきておりますので、今回、令和７年度で完成させていきたいと思ってますので、今回の変更追加で対応していきたいというふうに思っております。

○議長（古川　　誠）　町長。

○町長（黒木　敏之君）　工事の設計は、基本的には知識と経験の豊富な専門家に委託して取り組み、これは防衛省の補助ですので、防衛省の方とも設計の段階で話し合う。

ただ、この間もちょっと話しましたけど、山間部あるいは河川のそば、あるいは海のそば、あるいは埋立地、実は最近多いのが都会の土地ですね。特に地盤等を採掘すると元の基礎が残っていたり、くいが残っていたりとか。最初の予算あるいは設計とは大きく食い

違ってくるのは常でございますので、それを受け入れながら変更すべきことは変更しながら取り組むのが、極めて安全な道を確保する上では重要だと考えております。

○議長（古川　　誠）　ほかに質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　それでは、私がこの質疑をするに至った一番大きな理由は、もう今年度でもうこれ、防衛省の補助というのはなくなるんですよ。はっきり言って。検討してもらえない。だからそれがあるから、思い切った形で、やっぱりここのところがどうしても安全性に欠けると想定するから、できればここまで認めてほしいということをなぜ言わなかったのか。

最後のチャレンジ、チャンスだったのに、何で言わなかったのかということは、私もう非常に悔しいんですよね。そうでないと、あと崩れたのはもう全部こっち持ちです。新たに造った道路が崩壊しました。それじゃあ済みませんよ。じゃあどうやって行くんですか。

だから、そういうことまで考えて、設計段階で、やはりいろんなところで算段していきながら、あそこはもう水が出るというのはもう分かりきったことで、台風のとき、やっぱり杉の木が倒れて道路封鎖もありました。いろんなこともありました。

だから、長年の経験を持っていらっしゃる、あそこのやっぱり上の台地の皆さん、下に行く道を考えたときに、皆さんね、本当に考えていらっしゃるんですよ。行き場がない。だからね、なぜしなかったのかということが非常に私は悔しいけど、その辺はどのように考えて、これで大丈夫と。大丈夫だと太鼓判を押されるんですか。

○議長（古川　　誠）　建設管理課長。

○建設管理課長（芥田　賢治君）　建設管理課長。なかなか設計の段階では見えない部分もあります。今回、湧水というか水道がありますので、工事現場と相談しながら、やはり現場を長年経験されている工事の業者が、どういった方法が有効であるかと、湧水対策に有効であるかというところを持っていますので、そういったところを含めながら、今回施工しているところでございます。ということになります。

○議長（古川　　誠）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　７番、中村末子。令和６年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負変更契約について、反対の立場で討論を行います。

私が反対する一番大きな理由は、先ほどから３回質疑をさせていただきました。このような経験を私は３度経験しております。どうしても地元の方が、あそこは危険だからだめだよというのに、その工事を強行した宮崎にある焼却場。これは、後でちゃんといろんな問題を起こしてまいりました。

そのことを考え併せ、そして、斎場の建設について建築確認申請がおりませんでした。

このことについても、私は指摘をしてまいりました。

そうやって長年、そこで暮らしていらっしゃる住民の皆さんの意見を耳にせず、専門家がいるから、専門家が言ったから、こういう計画で出します。そういうことではだめだということを私は痛感しております。やはり地元の人、そしてそれに携わっている人々、今までいろは坂と言われるところで、どれぐらいの水が出てきたのか、どれぐらいの水量があったのかということはもう既に経験済みです。

そのことを頭に入れないで、あそこのことを知らない人が設計をし、判断をし、そしてこのような工事計画を出していくということは、私は到底納得のいくものではありません。

また、防衛省の方も、現場を御存じの方は多分一人もいらっしゃらないと思います。こちらが説明したとおりのことで、はい分かりましたと言っていただける範囲というのが、もう今年度までなんだ。そういうことをしっかりと私たちは頭の中に入れておきながら、行動するのが必要だと考えています。

だからこそ、私は後で、あのところで崖崩れが起きました。交通止めになりました。そういうことにならないように、あそこはやはり下のほうから防災的にも、もし津波危険度があった場合には、やはり逃げていく、雲雀山に逃げていく道でもあります。その道をしっかりと確保するためにも、私は今回のようなこんな危険極まりない工事については反対といたします。

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで討論を終わります。

これから議案第８４号を起立によって採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立多数と認めます。したがって、議案第８４号令和６年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

お昼になりましたが、このまま会議を続けます。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１７．議案第８５号

日程第１８．議案第８６号

○議長（古川　　誠）　日程第１７、議案第８５号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について及び日程第１８、議案第８６号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木　敏之君）　町長。議案第８５号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について及び議案第８６号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、一括して提案理由を申し上げます。

これらの議案につきましては、今般の特別職の国家公務員の給与改定に準じて、本町の議会議員及び常勤特別職の期末手当の支給月数を引き上げるため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、２件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川　　誠）　続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（横山　英二君）　総務課長。それでは詳細説明を申し上げます。

特別職の国家公務員給与が改定される予定でありますので、それに準じて、本町の議会議員、常勤特別職である町長、副町長及び教育長の特別給の改定を行うものでございます。

内容につきましては、特別給を０．０５月分引き上げ、期末手当の月数を年間３．４５月から３．５月とするものでございます。

なお、令和７年１２月期支給分から適用することとしておりますので、今後、差額分の支給を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（古川　　誠）　以上で説明は終わりました。

これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから１議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第８５号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第８５号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立多数と認めます。したがって、議案第８５号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第８６号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第８６号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第８６号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１９．議案第８７号

○議長（古川　　誠）　日程第１９、議案第８７号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第６号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木　敏之君）　町長。議案第８７号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第６号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ１７８万7,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１３２億８７４万4,０００円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は追加提出させていただいております議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正及び高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の増額並びに今年度実施いたしました国勢調査の調査員及び指導員報酬の増額で、財源といたしましては、県支出金及び繰越金でございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川　　誠）　続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（野中　康弘君）　財政経営課長。詳細説明を申し上げます。

歳出補正予算から御説明をいたします。予算書の８、９ページを御覧ください。

議会費、職員手当等、議員期末手当１７万6,０００円は、可決いただきました議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に基づき、議会議員の改定後の期末手当の額を支給するために必要な予算を増額するものでございます。

総務費、一般管理費、職員手当等、期末手当特別職７万５,０００円は、可決いただきました高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づき、町長及び副町長の改定後の期末手当の額を支給するために必要な予算を増額するもの。

共済費、市町村職員共済組合負担金１万１,０００円は、期末手当の増額改定に伴い、事業者負担分の共済費が増額となったことによる補正でございます。

同じく、総務費、国勢調査費、報酬、調査員及び指導員１４８万円は、今年度実施いたしました国勢調査の調査業務に従事した調査員及び指導員の報酬額において、県が示した基準額が現行の予算額を上回っていたことから、その差額を増額するものでございます。

次に、教育費、事務局費は、総務費、一般管理費と同様の理由による教育長の期末手当及び共済費を増額するものでございます。

戻っていただきまして、６、７ページを御覧ください。

歳入についてですが、まず県支出金、国勢調査委託金１４８万円ですが、歳出で説明いたしました国勢調査の調査員及び指導員の報酬額に充当するため、県から受け入れる委託金でございます。

次に、繰越金、純繰越金３０万７，０００円ですが、議会議員及び常勤特別職人件費分の調整財源として計上するものでございます。

詳細説明は以上です。

○議長（古川　　誠）　以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第８７号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第８７号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第６号）については、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２０．議員派遣の件

○議長（古川　　誠）　日程第２０、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第１２７条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２１．閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（古川　　誠）　日程第２１、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２２．閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（古川　　誠）　日程第２２、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２３．閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（古川　　誠）　日程第２３、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（古川　　誠）　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和７年第４回高鍋町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後０時14分閉会

―――――――――――――――――――――――――――――――――

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員